

窓口業務に係わる標準処理期間一覧（食品衛生関係）

行政手続法

（標準処理期間）

第 6 条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

東京都板橋区行政手続条例

（標準処理期間）

第 6 条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（条例等により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

事務名	根拠法令	処理機関	標準 処理期間	経由機関	経由日数	備考
食品営業許可	食品衛生法第 55 条第 1 項	保健所	8 日			施設検査後の期間
食品営業許可申請事項変更届	食品衛生法施行規則第 71 条	保健所	1 日			
食品営業許可承継届	食品衛生法第 56 条第 2 項	保健所	1 日			
食品営業許可廃業届	食品衛生法施行規則第 71 条の 2	保健所	1 日			

事務名	根拠法令	処理機関	標準 処理期間	経由機関	経由日数	備考
食品営業届出	食品衛生法第 57 条第 1 項	保健所	1 日			
食品営業届出事項変更届	食品衛生法施行規則第 71 条	保健所	1 日			
食品営業届出承継届	食品衛生法第 56 条第 2 項 食品衛生法第 57 条第 2 項	保健所	1 日			
食品営業届出廃業届	食品衛生法施行規則第 71 条の 2	保健所	1 日			
食鳥処理の事業の許可	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する 法律第 3 条	保健所	8 日			施設検査後の期間
食鳥処理場の構造・設備 の変更許可	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する 法律第 6 条	保健所	8 日			施設検査後の期間
確認規定の認定	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する 法律第 16 条	保健所	4 日			
食鳥処理事業許可事項変更届に基づく許可書の書 換交付	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する 法律第 6 条第 3 項	保健所	1 日			
食鳥処理事業承継届に基づ く許可書の書換交付	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する 法律第 7 条第 2 項	保健所	1 日			
食鳥処理衛生管理者の配 置変更届	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する 法律第 12 条第 6 項	保健所	1 日			

事務名	根拠法令	処理機関	標準 処理期間	経由機関	経由日数	備考
食鳥処理場の廃止、休止、再開届	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第14条	保健所	1日			
確認状況報告	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第7項	保健所	1日			
届出食肉販売業者の届出	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第17条第1項第4号	保健所	1日			
調理師免許交付	調理師法施行令第1条	東京都	30日	保健所	15日	
調理師免許書換交付	調理師法施行令第11条・第13条	東京都	30日	保健所	15日	
調理師免許再交付	調理師法施行令第14条	東京都	30日	保健所	15日	
製菓衛生師免許交付	製菓衛生師法施行令第1条	東京都	30日	保健所	15日	
製菓衛生師免許書換交付	製菓衛生師法施行令第3条・第5条	東京都	30日	保健所	15日	
製菓衛生師免許再交付	製菓衛生師法施行令第6条	東京都	30日	保健所	15日	
ふぐ取扱所の認証	東京都ふぐの取扱い規制条例第12条	東京都	30日	保健所	15日	
ふぐ取扱所の書換交付	東京都ふぐの取扱い規制条例第13条	東京都	30日	保健所	15日	
ふぐ取扱所の再交付	東京都ふぐの取扱い規制条例第13条	東京都	30日	保健所	15日	